

すくも 市議会だより

第115号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

令和5年第1回定例会は、3月7日に開会し、22日間の会期で3月28日に閉会しました。

市長から提出された議案は、専決処分2件、「固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について」の人事議案1件、「令和5年度宿毛市一般会計予算」など予算議案24件、「宿毛市個人情報保護法施行条例の制定」など条例議案15件、「市道路線の変更」などその他議案8件の合計50議案であり、審議の結果、全会一致でいずれも原案どおり承認、可決されました。

また、議員から「宿毛市議会の個人情報保護に関する条例の制定」の条例議案が提出され、全会一致で原案どおり可決されました。

市政に対する一般質問は、13日、14日に行われ、7人の議員が質問に立ちました。また、15日には議案に対する質疑が行われました。

議会に提出された陳情「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書提出の陳情書」は、審議の結果、不採択となりました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第4号）
令和4年度補正予算は、6億2742万7千円が減額され、総額で145億8410万2千円となりました。

当初予算

◎一般会計（議案第15号）
令和5年度一般会計予算は総額132億9171万2千円で前年度より1億979万6千円の増額となっています。（詳細は、4〜5ページを参照下さい。）

（歳出の主なもの）

◎新型コロナウイルスワクチン接種事業
……………4785万1千円

第1回（3月）定例会日程

3月7日（火）	本会議 開会 行政方針の表明、議案上程、提案理由の説明
8日（水）	休会 議案等精査
9日（木）	休会 議案等精査
10日（金）	休会 議案等精査
11日（土）	休会 議案等精査
12日（日）	休会
13日（月）	本会議 一般質問
14日（火）	本会議 一般質問
15日（水）	本会議 議案質疑
16日（木）	休会 委員会審査
17日（金）	休会 委員会審査
18日（土）	休会 委員会審査
19日（日）	休会
20日（月）	休会
21日（火）	休会 委員会審査
22日（水）	休会 委員会審査
23日（木）	休会 委員会審査
24日（金）	休会 委員会審査
25日（土）	休会
26日（日）	休会
27日（月）	本会議 委員長報告、質疑、討論、表決、閉会
28日（火）	本会議

- ◎ダブル成人式補助事業
……………100万円
- ◎宿毛市事前復興まちづくり計画作成事業
……………2500万円
- ◎西地域学校移転基本計画策定事業
……………3億5072万円
- ◎多世代交流事業
……………304万7千円
- ◎地方道整備事業
……………651万円

専決処分

◎議案第1号「専決処分した事件の承認について」

ふるさと寄附金の増額により、緊急に予算補正する必要が生じたため、総額で2億3701万9千円を追加したものです。

条例

◎議案第28号「宿毛市個人情報保護法施行条例の制定について」

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報保護に関する法律」の一部が改正され、個人情報保護に関する規定が同法に一元化されることに伴い、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

◎議案第29号「宿毛市男女共同参画推進協議会条例の制定について」

男女共同参画の実現を目指し、男女共同参画を効果的かつ総合的に推進するうえで必要な事項を協議するため、地方自治法第138条の4第3

項の規定により、本条例を制定するものです。

◎議案第31号「宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」

動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、犬のマイクロチップ情報登録制度が開示されたことに伴い、マイクロチップ情報を登録した飼い主は、市への登録申請が不要となることから、当該登録申請手数料を徴収しないこととするため、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第35号「宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

「宿毛市いきいきふれあいセンター」における「すくもいきいきサロン」を回数券によって利用できるようにするため、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第36号「宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

健康保険法施行令の一部が改正され、令和5年4月1日から出産育児一時金が48万8千円に増額されることに伴い、

本条例の一部を改正するものです。

◎議案第39号「宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について」

「沖の島・片島航路」における新船の就航に向け必要な事項を規定するため、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第42号「宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について」

国の基準に基づき消防団員の報酬年額を3万4000円から3万6500円に引き上げるなど、消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第51号「宿毛市議会の個人情報保護に関する条例の制定について」

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による「個人情報保護に関する法律」の一部改正に伴い、法律の対象外となる議会における個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

その他

◎議案第43号から議案第46号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」

土佐清水市・大月町・三原村・黒潮町の4市町村との間で個々に締結した「定住自立圏の形成に関する協定」において連携して取り組むこととしていた四万十市における「看護系4年制大学の誘致」について断念したことから、当該取り組みについて、それぞれの協定から削る変更を行うものです。

◎議案第47号・議案第48号「市道路線の変更について」

市道「坂ノ下田ノ浦線」及び市道「駅前3号線」の2路

線について、道路法第8条第2項の規定により、市道の路線を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

◎議案第49号・議案第50号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

沖の島辺地、西部辺地における公共的施設の整備を実施するにあたり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものです。



人事案件

次の人事議案を承認しました。

◎議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について

黒萩幹男（くろはぎ みきお）氏（新任）

◆ 提出された議案等 ◆

(定例会)

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	専決処分した事件の承認について	承認
第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について	承認
第4号	令和4年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第5号～ 14号	令和4年度各特別会計（国民健康保険事業・へき地診療事業・定期船事業・特別養護老人ホーム特別会計・学校給食事業・下水道事業・国民宿舎運営事業・介護保険事業・後期高齢者医療）及び水道事業会計の補正予算について	原案可決
第15号	令和5年度宿毛市一般会計予算について	原案可決
第16号～ 27号	令和5年度各特別会計（国民健康保険事業・へき地診療事業・定期船事業・特別養護老人ホーム特別会計・学校給食事業・下水道事業・国民宿舎運営事業・幡多西部介護認定審査会・介護保険事業・土地区画整理事業・後期高齢者医療）及び水道事業会計の予算について	原案可決
第28号	宿毛市個人情報保護法施行条例の制定について	原案可決
第29号	宿毛市男女共同参画推進協議会条例の制定について	原案可決
第30号	個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
第31号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
第32号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第33号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第34号	宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第35号	宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第36号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
第37号	宿毛市営改良住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第38号	宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第39号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について	原案可決
第40号	宿毛市下水道条例等の一部を改正する条例について	原案可決
第41号	宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決
第42号	宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	原案可決
第43号	土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決
第44号	大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決
第45号	三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決
第46号	黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決
第47号	市道路線の変更について	原案可決
第48号	市道路線の変更について	原案可決
第49号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第50号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第51号	宿毛市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	原案可決

一

般

質

問

市政のそこが聞きたい!!

第1回(3月)定例会の一般質問は、13日、14日の2日間に7人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



今城 隆 議員

学校建設について

問 宿毛小中学校建設PFI事業について聞く。

答 契約は総額で45億円。施設完成時に、国と県の補助金と起債で施設整備費33億円のうち30億円を支払った。残りの差額は契約期間30年の割賦払いをする。施設整備費以外では、宿毛学校PFI株式会社に契約満了まで維持管理業務を7・3億円、プロジェクトマネジメント費4・1億円で担ってもらう。

問 市独自で学校建設をすれば、プロジェクトマネジメント費は要らない。PFIは市に準備積立金がなくても事業実施ができ、民間業者にサービスマテリアル形式で起債分以外を繰延払いにするものだが、

校舎建て替えだけでなく民間の創意工夫の余地はなく、コスト高になる。PFIのメリットが少ないのではないか。

答 設計から全て一括でやってもいい、30年間の管理を担保できる。

問 PFIの問題として運営の不透明さが指摘されるが、提出された業務報告書や監視報告会議事録を市のホームページに公開を求める。

答 監視報告会や書類の公開は検討させていただく。



問 西地区小中学校建設の基本方針を聞く。

答 咸陽小学校、大島小学校、片島中学校を高台に移し、子どもたちの安全確保・教育環境を改善し学校教育の円滑な実施を図る。また、小中一貫教育を効果的に発揮できる小中一体型校舎の建設を検討する。

問 開校までのスケジュールを聞く。

答 令和5年度に基本計画策定、6年度に用地を購入する。PFIで考えると、7年度に事業者選定、8年度に造成設計や開発許可協議、9～10年度で造成工事、11～12年度で

校舎建築を行い、13年度に開校予定である。

問 教育長に聞く。保護者、地域、教職員の声を学校基本計画に反映させるため、早急に西地区3校の学校運営協議会を機能させていただきたい。

答 西地区小中学校建設に際し、学校運営協議会をはじめ、地域の意見もいただき、地域づくりの核となるよりよい学校をつくりたい。

問 市長に聞く。西地区小中学校建設を、宿毛の未来への希望を具現化するモデルとして、市民と協働で取り組むよう求める。

答 基本計画の策定には、ワークショップを計画している。市民と協働で話もしていきたい。その後も、地域との連携や少子化、財政、様々な観点からの意見、提案をいただければと思う。西地域の核となる学校建設に向け、教育委員会と連携して取り組みたい。学校づくりの審議についても、PFIにするかどうかについても、決定プロセスをできるだけ公開して取り組みたい。



野々下 昌文 議員

宿毛市陸上競技場について

問 宿毛市陸上競技場の公認が失効する問題について、宿毛市として3種公認を諦めることを決定したのはいつだったのか問う。

関である。なぜこのような重要なことが議会へ報告がなかったのか問う。

答 令和3年6月定例会において答弁をさせていただいた後、その後の経過について、市議会へ説明をできていなかったことに対しては、おわびを申し上げる。現在も幡多郡に3種公認競技場を残していく方法はないか、幡多5市町村及び高知県との協議を行っており、今後は陸上競技場の公認に係る経過については、その都度、委員会等で市議会の方でも報告をさせていただく。

問 地盤沈下の原因について問う。

答 宿毛市総合運動公園の造成時の図面、施行前の地形図において、陸上競技場の北側と南側は盛り土で造成していることが確認でき、沈下の見られる範囲とおおむね重なるため、盛り土の経年沈下が原因ではないかと推測している。

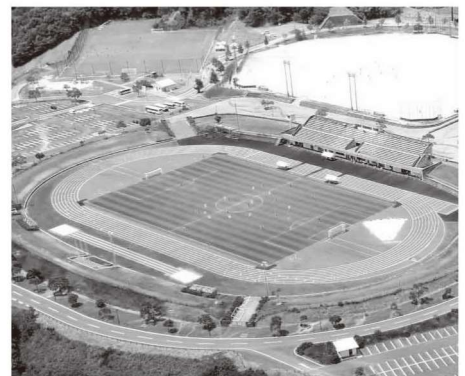
問 議会は市民を代表するチェック機関であり議決機

問 公認記録がとれなくなる問題は、市民にとって大変関心の大きい。県の対応や宿毛市の今後の取り組みについて

問う。

答 昨年11月、県庁にて幡多5市町村の首長に集まっていただき協議を行った結果、幡多郡に3種公認競技場は必要ということで見解統一が行われた。

3月の高知県議会では、浜田知事は、「宿毛市陸上競技場は県西部唯一の公認競技場として、大きな役割を果たしている。公認失効となると競技者やその家族、関係者への負担は相当大きい。宿毛市陸上競技場の改修費用は高額であり、改修したとしても、地盤沈下が止まるとは限らないという問題もお聞きしている。県土木部へ土佐西南大規模公園の再整備についての要望もいただいております。県として、総合的に考え、宿毛市総合運動公園の改修か、それとも土佐西南大規模公園の再整備か。まず県として、来年度早い時期に方針を示した上で、幡多6市町村と協議して合意形成を図りたい。」と答弁をされた。県の方針決定を待っている状況である。



山戸 寛 議員

宿毛市自転車を活用したまちづくり計画について

テンバイク4台の貸出管理や付随事務、保守点検、修繕等となっている。

問 委託料の額はどのような基準によって算定されているのか。

答 貸出業務に係る事務費、利用者のための障害保険料、自転車の保管料、修繕料、その他消耗品費等を積算したものととなっている。

問 令和3年度から登場したレンタサイクルインセンティブ事業委託料の内容と委託先について問う。

答 自転車の利用率の向上はもとより、市内の観光施設や飲食店への誘客促進を目的として、レンタサイクル利用者へ、市内飲食店等で使用できる500円分のクーポン券を配布するもので、委託先は観光協会となっている。

問 レンタサイクルの事業について、観光協会に対してレンタサイクル運営管理委託料として毎年予算の計上が行われているが、その業務の内容・範囲について問う。

答 市が所有するロードバイク6台、電動アシストマウン

問 更に令和4年度にはレンタサイクル施設整備補助金として581万7千円が計上されている。この補助金の内容と支給先について問う。

答 宿毛駅へレンタル用の電

動アシスト付き自転車とその倉庫を整備するための補助金で、観光協会への補助事業となっている。

問 令和3年度の利用者89人で得られる利用料は17万8千円にしかならない。それなのに運営管理委託料として、観光協会へ支払う額は66万円。あまりの落差の大きさと思わないではいけない。運営管理委託料と実際の事業としての実績との整合性について問う。

答 金額ベースで見るとこの費用対効果は、決して高いとは言えないが、市外から訪れる観光客が、宿毛観光の魅力やよさをレンタサイクルを通して実感し、楽しんでいただけているものと分析している。

問 PDCAサイクル。計画、実行、評価、改善という流れ。一体どれだけの効果を上げるために、どのような活動を展開し、どれだけの資源を投入したのか、資源の投入は適宜適切になされたのかどうか。期待されただけの成果が上がっていないかとしたら、一体どこに問題があったのか、

そしてどのように改善していくのか。このPDCAサイクルはどのようなスキームで実施するのか問う。

答 平成30年に計画を策定し、その後、推進本部会を毎年継続的に開催して、各事業の見直しや改善をしながら実施していく体制をとっている。また推進本部会とは別に、各部署の実務担当者で構成される部会も実施している。



市長の政治姿勢について



三木 健正 議員

問 市長として2期目の7年間の市政運営について問う。

答 市長就任後、重点政策として産業振興、観光振興、防災対策、人口減少対策、子育て支援対策の5本を柱にし、2期目からは、高齢化社会対策、文化芸術とスポーツ振興を加えた7本の柱として市政浮揚に向け取り組んできた。

問 任期満了に伴う次期市長選挙に対して、また、その後の市政に対する考えを問う。

答 本市が元気になるために、取り組むべき課題は、まだまだ山積している状況である。この7年間、様々な施策に対し、たくさんのお言葉や、叱咤激励をいただき、その中で見えてきた将来像、そして進むべき明るい未来に向け、市

民の皆様の声を真摯に受け止め、これまで以上に宿毛市の未来を考えていきたい。決して歩みを止めてはいかない。ましてや、後戻りをさせては絶対にいけない。これからの宿毛市の未来と宿毛市民のために、引き続き信念を持って、頑張っていきたい。そんな思いから今年行われる宿毛市長選挙に向けて、出馬することを決意している。

今後の農道の維持管理と高規格道路の事業化による圃場への影響について

問 今後、農道の維持や管理は効率のよい農作業を行う上で重要であり、事業者の高齢化への対策、また、新規就農やUターンによる事業承継など、担い手不足の解消につながってくると思われる。また、特にふるさと納税事業でも主力となる産品である文旦においては、宿毛内海道路の事業化が決定し、文旦の圃場が減少することも想定されることへの見解を問う。

答 農道については、地元の要望を受けて、市が直接工事を実施する場合は別に、地

域の活動組織が自ら実施する活動に対して、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の制度の中で、支援をしている状況である。宿毛内海道路の影響を受ける農地の代替地の確保は、非常に重要なことであると認識しており、今後も国と協議を進め、工事用道路などを活用した新たな農地及び農道の確保について検討し、逆に産地の維持拡大を図っていききたいと考えている。

宿毛市斎場の事業継続計画について

問 大規模災害発生時の事業継続計画は作成されているのか。また、感染症による影響が出た場合などの計画は含まれているのか問う。

答 平成27年3月に火葬場業務継続計画を策定しているが、現計画において感染症への対応は記載がない。今後の改定については、必要に応じて検討していきたいと考えている。



高倉 真弓 議員

インボイス制度について

問 本年10月事業間取引に導入されるインボイスの現状について問う。

答 インボイス制度は消費税の8%及び10%の複数税額控除方式として導入。仕入税額控除を受ける課税事業者は、適格請求書として申請登録を行うとともに登録番号や適用データ等の定められた事項を記載する必要がある。年間1000万円以下の免税業者となるのか、取引先において、仕入れの100%控除が可能になる課税事業者へと転換するか対応を検討する必要がある。

問 零細企業への対策について問う。

答 国において各種支援策を講じている。小規模事業者イ

ンボイス特例枠、IT導入支援策がある。パソコンやレジ、会計ソフトの導入経費を補助するものである。補助制度は令和5年度も継続。宿毛商工会議所や高知県よろず支援拠点と連携し、申請サポートを行う。

災害に対する事前復興について

問 復興に重要な地籍調査の現状を問う。

答 昭和57年度に藻津地区から開始。高規格道路の延伸ルートを優先し、今年度より小筑紫町栄喜地区に着手。高知県事前復興まちづくり計画策定指針においても、津波被害警戒地域など、沿岸部地籍推進が求められている現状。令和4年度の2・7倍の調査面積を計画。全力で取り組んでいく。

問 自然災害への対策を問う。

答 平成30年豪雨災害をはじめ関係機関が連携し、豪雨に強い地域づくり推進協議会と取り組みを推進。与市明川の錦地区の河川改修や道路のか

さ上げ、ゲートポンプ、市街地の雨水対策として山手幹線のバイパスの浚渫、貝塚分岐改良工事の着手を計画。洪水のハザードマップ、防災アプリにより早期避難対策を進めている。市民の皆さんにおいても、自ら備え訓練等へ参加があつて、大きな効果を発揮するものと考えている。

問 事前復興への取り組みを問う。

答 事前復興まちづくり計画は、被災する前から、被災後にどのように復興していくのか、市民の皆さんが早期再建して、安心して暮らしていく希望の指標になるものと考えている。令和5年度は現状と課題の整理、復興方針や体制の検討。令和6年度より、市民の皆さんと協議共有し、事前復興まちづくり計画を進めてまいりたい。

問 中村宿毛道路高架下戸内付近の排水路について問う。

答 排水路などの日常的な維持管理には地域の皆様にご協力をいただいている。状況により作業が困難箇所もあり、現地調査の結果、市道の排水

も流入土砂が堆積、来年度維持工事で土砂の撤去を実施する。



岡崎 利久 議員

保育行政について

問 私立保育園・幼稚園の役割について問う。

答 私立の宿毛保育園と宿毛幼稚園は、それぞれの特色を生かした教育、保育に取り組んでいただいております。宿毛保育園は、市街地にあつて、長年、街の子どもたちを中心に、市内でも大規模な保育園として、多くの子どもたちの受入をしている。

また、公立保育所が第2、第4土曜日を休園としているのに対し、土曜保育が毎週できる園として、週末に仕事等で家庭保育ができない家庭にとつて、なくてはならない保育園となっている。宿毛幼稚園は、小学校以降

の生活や、学習の基盤を養う学校教育の始まりとしての役割を担う幼稚園型認定こども園として、幼稚園に保育園機能追加された形で運営されており、宿毛市内で唯一、幼児期から教育が受けられる施設となっている。

本市では、子育て支援施策の一つとして、子どもを預ける保護者の皆さんが、それぞれの仕事や家庭の状況に応じて、公立保育所とともに、保育サービスを行う施設を選択できることが重要であると考えている。両園においては、引き続き、私立の強みである柔軟性を活かした施設運営をお願いしたいと考えている。

問 浸水エリア内にある保育園について問う。

答 津波浸水区域にある私立保育園と公立の二ノ宮保育園は、南海トラフ地震による津波浸水に備えて、施設の高層化や浸水区域外への移転が必要であると考えている。

今後は、できるだけ早い対応が必要だと思っており、引き続き、宿毛保育園の意向も聞きながら、宿毛市全体として、市内保育園に通う全ての園児が、安心安全に通園でき

るよう努めていく。

問 宿毛保育園からのアクションがなかったのかどうか問う。

答 担当課と協議をさせていただいているが、宿毛保育園の関係者の方からは、現地での建替えのほうが望ましいとの意見をお伺いしている。

来年度は、保育園及び運営をされている理事等と公式の場でも話をしていきたい。

宿毛市総合運動公園北側の未利用地について

問 宿毛市総合運動公園北側の未利用地の面積について問う。

答 北側の山林に、使用していない土地が約13ヘクタール残っている。

問 未利用地を仮設住宅用地として、利用することはできないのか問う。

答 宿毛市総合運動公園北側の未利用地は、土地取得に際してもらえなかった未買収地が複数あり、一体的な面整備を要する仮設住宅用地として

の活用は難しいと現在考えている。



川田 栄子 議員

新型コロナウイルス接種事業について

問 2020年までは高齢化等の要因もあり死亡者は増加してきた。2011年は東日本大震災があり超過死亡5万5000人でしたが、この2年間災害も、戦争もないのに2021年超過死亡戦後最多、2022年はもっと多くコロナ死亡を除いても10万1084人。超過死亡は過去10年で前年比2万人を超えたのは、2011年東日本大震災のみ。今突然死等死者増大なのにニュースにもなっていない。政治の基本は国民の命を守る事である。コロナ死では説明できない。ワクチンが2021年2月特例承認されて以来接種示に基づき必要であるとの答

弁であったが再度、安全とする根拠を問う。

答 臨床試験の結果などに基づいて有効性、安全性、品質について審査が行われ、国において承認されていることから安全であると認識している。

問 添付書に載っているが承認はされていない。特例承認である。だから治験中で5、7年かけて行う長期の動物実験は行われていない。5年後のことはわからないが今も打っている。ワクチンは後から出る。長期の動物実験の認識を問う。

答 国は科学的根拠や最新データを基に今後も情報を示していくと考えているので市民の皆さんに分かりやすく伝える。

問 このワクチンは特例承認で治験中ではないという人がいる。過去の答弁に治験中の周知は必要ないとあったが添付書に特例承認商品で普通の承認ではないとある。特例承認について問う。

答 有効性・安全性を早急に確認したもので迅速な承認を

言う。現在実施しているのも特例承認である。

問 2週間も寝てれば皆さん完全に復帰する。5類になると特例承認の治験中のワクチンを打たせることはないと思うが所見を問う。

答 国が決定するものと認識しており、市としてお答えできる範囲のものではない。

問 接種が優先された基礎疾患を持つ人についてファイザー添付文書では、基礎疾患を持つ人は要注意とあるが、死亡者に基礎疾患有りの方が非常に多い。基礎疾患を持つ人の

接種券の送付は何に基づいたものか。

答 ファイザー添付文書は基礎疾患を有する方は要注意とあるが感染した場合重症化リスクが高いため進めている。

問 5、11歳のオミクロン株BA・4-5型対応2価ワクチンの事である。非常に少ない実験データなので、安全性を問う。

答 令和5年2月28日にファイザー社の5、11歳をオミクロン株対応2価ワクチンが薬事承認された。

▼ 陳 情 ▲

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
第18号	物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書提出の陳情書	不採択

なお、委員長の審査報告は以下のとおりです。

審査の過程で、委員から「今回の物価高騰は、生活保護者の生活はもとより、年金生活

者や子育て世帯等も含めて社会全体が大きな打撃を受けている。そういった中で、国でも諸処の対策を取っており、今後も物価高騰に対して低所得者世帯や住民税非課税の子育て世帯等を対象に給付金を支給するように進められている。燃料などの物価高騰は、生活保護者だけというよりは、社会全体を捉えて取り上げる方がよいと考える」との意見や、「生活保護受給者が物価高騰等で苦しい生活を強いられている」という陳情者の説明は理解できるが、陳情書に、物価高騰に見合う生活保護基準の大幅な引き上げが必要と記載されて内容については、生活保護者を含む低所得者や子育て世帯の方々へ政府も各種対策を講じており意見書提出の採択は難しいと考える」といった意見がありました。

陳情者の意見陳述も踏まえ、慎重に審議し、採決した結果、全会一致で不採択と決しました。



各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名	今城隆	堀景	三木健正	川田栄子	川村三千代	欠員	高倉真弓	山上庄一	山戸寛	岡崎利久	野々下昌文	松浦英夫	寺田公一	濱田陸紀	議決結果
案件	×	○	○	○	○		○	○	○	○	○	×	議長	○	可決
陳情第18号の委員長報告(不採択)	×	○	○	○	○		○	○	○	○	○	×	議長	○	可決

【○：賛成 ×：反対】

●議会用語Q & A

Q 一般質問とは。

A 議員が、その属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質することをいう。



★会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。

3月定例会の会議録は6月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



）編集後記

風薫るさわやかな季節になりました。市民の皆様におかれましては、毎日お元気でご活躍のことと存じます。

さて、3月定例会では市長より、産業振興、観光振興、防災対策などの7つの理念を軸とした、令和5年度の行政方針が打ち出されました。

また、3月定例会においては、西地域の学校建設、宿毛市陸上競技場、自転車を活用したまちづくり計画、避難道の維持管理、保育行政、事前復興、新型コロナウイルス接種事業等、色々な分野での質問がされました。

これからも執行部と議会が是々非々で市民の為に議論して参ります。

我々議員の任期も残りわずかとなり、今期定例会が最後の議会となりました。この議会だよりが皆様のところへ届くころには、新たな14名の議員が誕生しているものと思われませんが、引き続きのご愛読を心からお願いいたします。

岡崎 利久

＜編集委員会＞

- 委員長 三木 健正
- 副委員長 今城 隆
- 委員 堀 景
- 委員 岡崎 利久
- 委員 松浦 英夫